

## ベトナム

## グローバルミニマム課税の導入が投資のリスクに

SMBC Asia Monthly

日本総合研究所 調査部  
 研究員 熊澤 知喜  
 kumazawa.tomoki@jri.co.jp

## ■緩やかな景気回復が持続

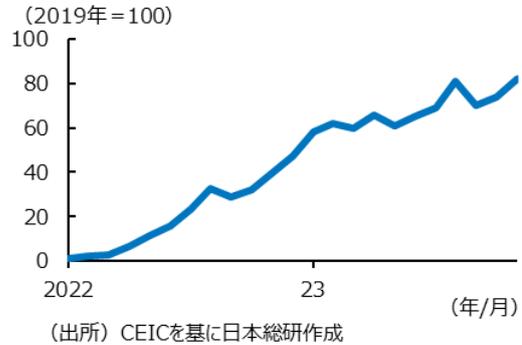
ベトナムでは、緩やかな景気回復が続いている。11月のサービスを含む小売売上高は前年同月比+10.1%と前月(同+8.8%)から加速した。内訳を見るととりわけ飲食宿泊業が、同+18.3%と高い伸びであった。また、全体の8割弱を占める財消費も同+9.1%と前月(同+8.3%)から加速し、牽引役となった。この背景には、インバウンド需要の回復が挙げられる。ベトナムへの外国人訪問者数は2023年11月に2019年平均の8割に達し、コロナ禍後の最多を更新した(右上図)。8月に電子ビザの対象国が増加したうえ、ビザに関する制限の緩和で滞在可能日数が増加したことが追い風となっている。また、財輸出(米ドル建)も回復しており、11月は前年同月比+6.9%と3ヵ月連続のプラスとなった(右下図)。ハイテク産業で在庫調整が進展したことによって電気・電子部品が同+25.2%と前月(同+6.7%)から伸びを高めた。

先行きのベトナム景気は回復が続くものの勢いに欠ける展開を予想する。理由のひとつは中国以外からの外国人観光客はすでに回復が一服しているほか、中国からの観光客は中国の国内景気の減速で回復の足取りは鈍い見通しである。また、財輸出についても、ハイテク関連は回復する一方、主要な輸出先である中国と米国の景気が減速し、増勢は緩やかとなる可能性である。実際、11月のPMI新規輸出受注は48.9と景況感の分かれ目となる50を下回る等、輸出は本格回復には至っていない。

## ■グローバルミニマム課税で多国籍企業の誘致に暗雲

ベトナムでは2024年1月からグローバルミニマム課税が導入されることが決定された。これは経済開発協力機構(OECD)の加盟国等約140カ国・地域が合意した国際課税のルールであり、一定以上の売上規模を持つ多国籍企業を対象に、その現地法人が所在する国の実効税率が最低税率(15%)を下回る場合、本社が所在する国で差額を徴収することが可能になる仕組みである。ベトナムの法人税率は20%と15%を上回っているものの、税優遇措置が適用されている一部の多国籍企業の実効税率は15%を下回るとされる。該当する多国籍企業は税負担の増加に直面することになり、既存の法人税優遇に代わる措置を求めているが、現状ベトナム政府は有効な回答を示せていない。そのため今後、ベトナムで多国籍企業の誘致が難しくなる恐れがある。インフラや法制度といったビジネス環境の整備を通じて、税制面の負の影響を相殺・緩和することが期待されているが、対応の遅れが海外からの投資の減少を招くリスクに注意が必要である。

＜ベトナムへの外国人訪問者数＞



＜米ドル建名目輸出額（前年同月比）＞

